

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 228 「オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料の注記」について

今回は、金融商品取引法に基づいて財務諸表を作成する際に検討が必要となる「オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料の注記」についてご説明します。

### 1. 未経過リース料の注記対象となるオペレーティング・リース取引

未経過リース料の注記対象となるのは、解約不能のオペレーティング・リース取引です。この注記対象には、以下の(1)及び(2)のオペレーティング・リース取引も含まれます。なお、リース取引には、土地、建物等の不動産の賃貸借契約を含むものとされています(リース取引に関する会計基準の適用指針(以下「リース適用指針」とします。))19項)。

#### (1) 事実上解約不能と認められるオペレーティング・リース取引

以下の(ア)及び(イ)のように法的形式上は解約可能であるとしても、解約に際し、相当の違約金(以下「規定損害金」とします。)を支払わなければならない等の理由から、事実上解約不能と認められるオペレーティング・リース取引

(ア)解約時に、未経過のリース期間に係るリース料の概ね全額を、規定損害金として支払うこととされているリース取引(リース適用指針 6 項(1))

(イ)解約時に、未経過のリース期間に係るリース料から、借手の負担に帰属しない未経過のリース期間に係る利息等として、一定の算式により算出した額を差し引いたものの概ね全額を、規定損害金として支払うこととされているリース取引(リース適用指針 6 項(2))

#### (2) 一部分の期間が解約不能と認められるオペレーティング・リース取引

リース期間の一部分の期間について契約解除をできないこととされているオペレーティング・リース取引(リース適用指針 74 項)

### 2. 注記が求められる事項

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、

貸借対照表日後 1 年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後 1 年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記することとされています

(リース取引に関する会計基 22 項、リース適用指針 74 項)。

### 3. 重要性が乏しいため、未経過リース料の注記を要しないとされる場合

次の(1)&#12316;(4)のいずれかに該当する場合は、重要性が乏しいため、未経過リース料の注記を要しないとされています。

(1) 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引(※)

(リース適用指針 35 項(1)、75 項(1))

(2) リース期間が 1 年以内のリース取引(リース適用指針 75 項(2))

(3) 契約上数か月程度の事前予告をもって解約できるものと定められているリース契約で、その予告した解約日以降のリース料の支払を要しない事前解約予告期間

(すなわち、解約不能期間)に係る部分のリース料(リース適用指針 75 項(3))

(4)企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約 1 件当たりのリース料総額 (維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができます。)が 300 万円以下のリース取引 (1 つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産が含まれている場合は、異なる科目ごとに、その合計金額により判定することができます。)(リース適用指針 75 項(4))

(※) リース料総額にはリース物件の取得価額のほかに利息相当額が含まれているため、その基準額は当該企業が減価償却資産の処理について採用している基準額より利息相当額だけ高めに設定することができ、また、この基準額は、リース契約に複数の単位のリース物件が含まれる場合は、当該契約に含まれる物件の単位ごとに適用できます(リース適用指針 35 項(1))。